



# 佐賀県公報

平成16年  
3月29日  
(月曜日)  
第 12435号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

告目示次



○告示

佐賀県知事  
古川康

●佐賀県告示第二百三十九号

次の区域を保安施設地区の予定地とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示する。

## 一 保安施設地区の予定地の所在場所

(一) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五十五号までを順次直線で結んで線及び標柱一号と標柱五十五号とを直線で結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

東松浦郡浜玉町大字平原字矢櫃甲四〇五三の二三、字高野甲四〇七四の七、甲四〇七四の二三、甲四〇七四の三四、甲四〇七六の二、字阿毛瀬甲

(二) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七十九号までを順次直線で結

(次の図に示すとおりとする。)

杵島郡有明町大字深浦字渡り平五一、一四、五一三七の一、五一三七の二、五一三八の一から五一三八の四まで、五一三八の九から五一三八の一、ま

で

○土地改良区役員の就退任届

(農村計画課) 一

11

二二

○川副西部土地改良区當土地改良事業計画變更認可

二三

# ○南川副北部土地改良区當土地改良事業計画変更認

卷之三

建設業の許可の取消处分

(監理課)

二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

四 指定の有効期間

三年

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県水産林務局森林整備課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第二百四十号

次の区域を保安施設地区の予定地とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十六年三月二十九日

佐賀県知事 古川 康

一 保安施設地区の予定地の所在場所

(一) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二十六号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱二十六号とを直線で結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

藤津郡嬉野町大字吉田字鼓石甲四八一三の一四、四八一三の一八、甲四八一三の四〇から甲四八一三の四二まで、甲四八五七の一、甲四八六四

二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

四 指定の有効期間

三年

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県水産林務局森林整備課及び嬉野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第二百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年三月二十九日から平成十六年四月二十八日まで佐賀県土木部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年三月二十九日

佐賀県知事 古川 康

その区域を表示した図面は、平成十六年三月二十九日から平成十六年四月二十八日まで佐賀県土木部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

●佐賀県告示第一百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次の

●佐賀県告示第二百四十三号  
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路

の区域を次のとおり変更する。

県道 佐賀外環状線		県道 佐賀川副線		道路の種類 及び路線名		佐賀県知事　古川康	
区	間	道	路	の	後	前	域
佐賀市北川副町大字新郷字八田本村 分七四八番一地先から	佐賀郡川副町大字南里字一本杉四八 五番二地先まで	佐賀市北川副町大字新郷字八田分七 五九番一地先から	佐賀市北川副町大字新郷字二本柳四 五八番三地先まで	三六・二 九・六	三六・二 九・六	後	後の 変更前
佐賀市北川副町大字新郷字八田本村 分七四八番一地先から	佐賀市北川副町大字南里字一本杉四八 五番二地先まで	佐賀市北川副町大字新郷字二本柳四 五九番一地先から	佐賀市北川副町大字南里字一本杉四八 五二番地先から	四二・二 七・四	四二・二 七・四	前	メートル員
佐賀郡川副町大字南里字一本谷一三 五二番地先から	佐賀郡川副町大字新郷字八田分一 三九番一二地先まで	一、五八五・一 四五三・六	一、六四六・六 一、六五六・六	一、六四六・六 一、六五六・六	一、六四六・六 一、六五六・六	後	メートル長
佐賀市北川副町大字新郷字八田分一 三九番一二地先まで	佐賀郡川副町大字南里字一本谷一三 五二番地先から	五八六・八	六四一・九	六・六 六・〇	四・四・七 三・九・〇	前	メートル

十八日まで佐賀県土木部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年三月二十九日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	道路の種類 及び路線名	道 区 間 路 の 区	
				区	間
県道 佐賀川副線	佐賀市北川副町大字新郷字八田本村分七四八番一地先から	平成一六・三・二九	県道 嬉野川棚線	藤津郡嬉野町大字不動山字椎場乙三	三一・三
	佐賀郡川副町大字南里字一本杉四八五番二地先まで			一三七番五地先から	三八六・九
	佐賀市北川副町大字新郷字八田分七五九番一地先から			藤津郡嬉野町大字不動山字枯木乙三	一一八番一地先まで
県道 佐賀外環状線	佐賀市北川副町大字新郷字二本柳四五八番三地先まで	平成一六・三・二九		一八番五地先から	一一八番一地先まで
	佐賀郡川副町大字南里字二本谷一三五二番地先から			藤津郡嬉野町大字不動山字枯木乙三	前
	佐賀市北川副町大字新郷字八田分一三九番一二地先まで	平成一六・三・二九		一三七番五地先から	一一八番一地先まで
	佐賀市北川副町大字新郷字八田分一三九番一地先まで			藤津郡嬉野町大字不動山字枯木乙三	後

●佐賀県告示第二百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路とおり区域を次とのおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年三月二十九日から平成十六年四月二十八日まで佐賀県土木部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年三月二十九日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	道路の種類 及び路線名	道 区 間 路 の 区	
				区	間
県道 嬉野川棚線	藤津郡嬉野町大字不動山字椎場乙三一三七番五地先から	平成一六・三・二九	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。	三一・三	幅員メートル
	藤津郡嬉野町大字不動山字枯木乙三一一八番一地先まで		その区間を表示した図面は、平成十六年三月二十九日から平成十六年四月二十八日まで佐賀県土木部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。	一一八	延長メートル

●佐賀県告示第二百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条

第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県土木部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十六年三月二十九日

佐賀県知事 古川 康

一 都市計画の種類

白石都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

白石町

●佐賀県告示第二百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により都市計

画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条

第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県土木部まちづくり推進課にお

いて縦覧に供する。

平成十六年三月二十九日

佐賀県知事 古川 康

一 都市計画の種類

多久都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

多久市

●佐賀県告示第二百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により都市計

画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条

第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県土木部まちづくり推進課にお

いて縦覧に供する。

平成十六年三月二十九日

佐賀県知事 古川 康

一 都市計画の種類

武雄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県土木部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十六年三月二十九日

佐賀県知事 古川 康  
一 都市計画の種類  
嬉野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
二 都市計画を定める土地の区域  
嬉野町

●佐賀県告示第二百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により都市計

画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条

第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県土木部まちづくり推進課にお

いて縦覧に供する。

平成十六年三月二十九日

佐賀県知事 古川 康

一 都市計画の種類

小城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

小城町

●佐賀県告示第二百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により都市計

画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条

第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県土木部まちづくり推進課にお

いて縦覧に供する。

平成十六年三月二十九日

佐賀県知事 古川 康

一 都市計画の種類

一 都市計画を定める土地の区域

武雄市

●佐賀県告示第一四五十一号

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第一項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県土木部あらでへつ推進課において縦覧に供する。

平成十六年三月二十九日

佐賀県知事 古川康

一 都市計画の種類

鹿島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

一 都市計画を定める土地の区域

鹿島市

●佐賀県告示第一四五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十六年三月二十九日

佐賀県知事 古川康

一 施行者の名称

鹿島市

一 都市計画事業の種類及び名称

鹿島都市計画公園事業 五・六・一号 蟻尾山公園

二 事業施行期間

昭和六十三年七月一日から

平成十九年三月三十日まで

四 事業地  
収用の部分 変更なし  
使用の部分 なし

○ 古川康

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、上場土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成16年3月29日

佐賀県知事 古川康

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	坂本繁光	東松浦郡鎮西町大字赤木1342番地3	平成15年3月26日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成16年3月19日川副西部土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年3月29日

佐賀県知事 古川康

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成16年3月19日南川副北部土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年3月29日

佐賀県知事 古川康

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成16年3月19日川副西部土地改良区管土地改良事業（維持管理）計画の変更を認可した。

平成16年3月29日	佐賀県知事 古川 康						
土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成16年3月19日南川副北部土地改良区営土地改良事業（維持管理）計画の変更を認可した。	平成16年3月29日	佐賀県知事 古川 康					
建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づく建設業の許可の取消しに係る処分（同項第4号に該当するものに限る。）を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。	平成16年3月29日	佐賀県知事 古川 康					
廻分をし た年月日	被廻分者の商号又は 名称及び主たる営業 所の所在地	被廻分者の代表 者の氏名及び許 可番号	取り消した許可の 内容	建設業法第12条 の規定による届 出のあった年月日	建設業法第12条 の規定による届 出のあった年月日	建築工事業及び管 工事業に係る一 般建設業の許可	タイル・れんが・ プロック工事業に 係る一般建設業 の許可
平成16年 2月2日	株式会社古賀木材セ ンター 小城郡三日月町久木 1350番地	古賀正人 佐賀県知事許可 (般-14) 第854号	管工事業に関する 一般建設業の許可	平成15年12月 25日	平成15年12月 3月10日	小川浩輔 佐賀県知事許可 (般-13) 第1374号	土木工事業、舗装 工事業及び水道施 設工事業に関する 一般建設業の許可
平成16年 2月24日	株式会社ペックス・ トーア 鹿島市古枝甲470番 地11	藤雅仁 佐賀県知事許可 (般-10) 第272号	土木工事業及びと び・土工工事業に 関する一般建設業 の許可	平成16年2月 6日	牛島勝次 佐賀県知事許可 (般-10) 第9196号	ガラス工事業、防 水工事業、内装仕 上げ工事業及び建 具工事業に関する 一般建設業の許可	平成16年1月 9日
平成16年 3月1日	天本建設 三養基郡基山町宮浦 1888番地	天本英雄 佐賀県知事許可 (特-12) 第3261号	建築工事業に関する 一般建設業の許 可	平成16年1月 5日		土木工事業、とび・ 土工工事業及び造 園工事業に関する 一般建設業の許可	平成15年12月 25日

申購  
込先  
料

一か年三、八〇円（送料共）  
佐賀県総務部総務学事課

発行者 平成十六年三月二十九日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 毎週月水金曜日  
西部印刷企画（株）